

平成21年度 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会議事概要

日時 平成22年3月30日（火） 15:00～17:00
場所 埼玉会館3B会議室
出席者 須藤座長、青柳委員、秋元委員、浅羽委員、荒木委員、石川委員、工藤委員、
外岡委員、野上委員、吉原委員

◆ 環境部長あいさつ

- ◇ 政権交代以後温暖化対策をめぐる国の動きも激しいが、不透明な部分も多い。そのような状況において、地方として足元から温暖化対策を着実に進め広域的に広めていきたい。
- ◇ 深夜化するライフスタイルの見直しについては、県内2か所で社会実験を行い、その効果を実証した。その結果をもって3月には知事が環境大臣に深夜化見直しの取組を要請したところである。
- ◇ 目標設定型排出量取引制度については、小委員会における制度設計の検討が詰め段階にきている、来年度の早い時期に削減率を示し、再来年度からスタートさせたい。
- ◇ 非常に経済が逼迫している状況であることから、太陽光発電設備導入に対する補助等を通じて経済と環境の好循環を進めていきたい。
- ◇ 県だけでなく市町村も含めた温暖化対策として、環境みらい都市や地域エコマネーの取組を実施していく。
- ◇ この1年間の取組を報告するとともに、来年度の取組等について、評価・御意見をいただきたい。

● 座長（須藤総長）あいさつ

- 一年半ぶりの会議となったが、専門委員会の議論を基本として県の施策は先進的なものとして進んできている。
- 目標設定型排出量取引制度の小委員会及び環境みらい都市の小委員会においても御尽力いただいている委員にも感謝している。
- 先日環境省で行われた地球温暖化対策基本法案に関する会議にも出席したが、議論は他政党から対案が出されるなど難航している、
- 埼玉県は温暖化対策の先進県として高い評価を得ている。今後その先進県としてどうしていくのか、活発な意見をお願いしたい。

議 事

3（1） 埼玉県の温暖化対策について

資料1及び資料1-2について事務局から概要を説明

（委員からの主な意見）

- 東京都は罰則付で排出量取引制度を実施するが、埼玉県はどのように考えているのか。
- 深夜化するライフスタイルの見直しの社会実験を進めるに当たって、地元市との

関わりはどのようなものであったか。

(事務局)

- ◇ 東京都とは異なり罰則はないが、県からの補助を受けた場合には義務的な達成となる。また、罰則はなくても目標達成状況の県による公表により、実効性を担保していこうという考えである。
- ◇ 社会実験は地元市を始め商工会や地元大学をメンバーとした実行委員会形式で進めた。

(委員からの主な意見)

- 今後、深夜化見直しの取組について、どう発展させていくのか。

(事務局)

- ◇ 来年度はシンポジウムの開催やリーフレットの作成等で啓発を行うとともに、関心を持った市町村に働きかけていきたい。また、市町村が集まる会議の場や環境みらい都市の取組を通じた働きかけも進めていきたい。

(委員からの主な意見)

- 資料1-2の3ページにある電気自動車の導入補助及び多数の県民が利用する自動車の次世代自動車化への補助について、それぞれの件数は。

(事務局)

- ◇ 電気自動車の導入補助件数：予算上10台、6台への補助実績
次世代自動車化への補助：現在63台への補助実績

3(2) 目標設定型排出量取引制度について

資料2-1、資料2-2及び資料2-3について事務局から概要を説明

(座長)

- この制度は現在小委員会で議論されており、細かい問題については小委員会に委任しているところなので、この場では制度の大きな方向性について御議論いただきたい。

(委員からの主な意見)

- 事業者の理解が得られる自由度の高い制度設計が必要である。
- 数年後開始されるであろう国の制度との整合を調整していくことが大切である。
- 取引制度と併せてどのような支援策がパッケージになっていくのか、どのような相乗効果を狙うのか、制度全体としての位置付けを議論していくべき。
- 県として国に先駆けて導入する以上、埼玉県らしい特色が必要ではないか。
- 国の方向性が不明確な中で、独自の制度を開始しようという点でも十分埼玉らしさがあるのではないか。産業界の意見を斟酌もし、経済と環境のバランスをとった埼玉らしさがある。
- 産業・業務部門だけでなく、家庭・運輸部門における削減とのバランスも考える必要がある。
- 県外での削減分の扱いや、東京都のクレジットの使い方などについても検討する必要がある。
- 第1計画期間と第2計画期間とでどのように削減していくかが重要である。
- 平成14年から平成19年までのいずれか連続する3年間を基準排出量とする

とのことだが、2年間や4、5年間は認められないのか。

(事務局)

- ◇ 東京都との整合も踏まえた制度設計にしているが、期間中に極端な排出量の増減がある場合に変更することは想定している。

(委員からの主な意見)

- この制度はいつまで実施するのか

(事務局)

- ◇ ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050の目標年である2020年が一つの目安とは考えられようが、終期を設定するものではない。

(委員からの主な意見)

- 産業部門の削減が厳しい状況を考えて、削減クレジットを購入することで、安価に削減できる場合が考えられることも分かるが、あくまで自社削減努力を進めるよう、政策的に強く求めて欲しい。
- 太陽光発電設備の導入等による家庭での削減量を証書化して、それを企業が購入するような仕組みがあると、家庭部門の削減がより進むと思う。

(事務局)

- ◇ ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050で部門別の削減見込み量を試算しており、各部門の状況等は理解している。
- ◇ 自主的取組での削減が前提という御意見の趣旨は理解している。その一方で削減に向けた費用対効果を考えた上での対策が可能なのが、排出量取引制度であると理解している。

(委員からの主な意見)

- 削減目標が示されるのは現行のエコアップ宣言対象事業所か。
- 第1計画期間の終期である2014年に削減目標が達成できなかったような場合には、東京都と同じく罰則を設けるという点も含め見直しを行うのか。
- 削減率の設定に当たっては、実際に県のCO₂排出量が減るものとして欲しい。
- 削減目標量は基準年の取り方によって大きく異なることから、慎重な取扱いをお願いしたい。
- 排出量取引に当たっては、削減量の検証などにコストがかかる。コストをかけない対策の発想も大事だ。
- 県全体の削減目標における基準年を踏まえた上での基準排出量の算定方法となっている。

(事務局)

- ◇ 削減目標が示されるのは3年連続して原油換算 1,500k1 以上のエネルギーを使用する事業所を考えており、エコアップ宣言事業者は単年度で1,500k1 以上のエネルギー使用量のある事業所となっており、ほぼ同一といえる。なお、今回から公共施設も対象となる。
- ◇ 第1計画期間後に検証した上での議論だが、結果によっては強化の方向も考えられる。
- ◇ 基準排出量の設定については、何らかの形でこれまでの削減努力等を考慮した上でのものと考えている。

(座長まとめ)

- 地球温暖化対策基本法案の目玉として排出量取引制度、環境税、固定価格買取制度が挙げられている。
排出量取引制度の検討に際しては、先進する都県の取組も考慮して、国と地方の制度間の調和を図って欲しいと国に伝えている。

3 (3) 環境みらい都市認定制度について

(委員からの主な意見)

- 今後、小規模な自治体も認定できればよいと思う。
- 次の募集でどれくらいの応募があるかが、広がりを目安となるだろう。
- 自治体が連携し、相乗効果を生み出せる取組事例が出てくれば面白い。
- 期間を3年に区切っているところが良い。自治体だけでなく、環境関係団体まで対象を広げても良い。
- 認定された自治体は排出量の実績値や削減目標値など具体的な数字を持っているのか。
- 認定制度によって何を狙っていくのか。
- 小規模な自治体では温暖化対策を専任で担当する職員がいない。人材という点から支援していくことも必要。

(事務局)

- ◇ 認定自治体のうち、川越市は地球温暖化対策実行計画（地域施策編）を有している。また、秩父市はエネルギービジョンを策定し削減目標を掲げて温暖化対策に取り組んでいる。戸田市に関しては市役所の率先実行計画のみであるが、目標を達成しているところである。
- ◇ 小規模な町村で温暖化対策に取り組む難しさは認識している。なお、来年度は商店街や自治会を対象とした補助制度を考えている。
- ◇ これまでの取組を評価するというより、環境みらい都市として認定することで、今後より積極的に温暖化対策に取り組んでいく先導的な都市を作っていく考え。
- ◇ 今後も様々な機会をとらえ、市町村に取組を提案していきたい。

4 その他について

資料4について事務局から概要を説明（深夜化するライフスタイルの見直し）

(委員からの主な意見)

- コンビニだけでなく、普通のスーパーマーケットも24時間営業が増えている。
- 計算方法によって、削減量は大きく変わる。数字が一人歩きしないように、CO₂だけでなくkwhや原油量なども併せて示すべき。
- この議論についてはコンビニ業界がLEDを導入する追い風になったのではないかと。

(座長まとめ)

- 今後も本専門委員会は継続させていただく。また、小委員会での議論についても進めていってもらいたい。